

情報公開審査会答申の概要

答申第 981 号（諮問第 1648 号）

件名：行政文書開示請求について等の一部開示決定に関する件

1 開示請求

平成 27 年 7 月 24 日

2 原処分

平成 27 年 9 月 4 日（一部開示決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、別表の 3 欄に掲げる文書の一部開示決定において、個人の氏名、郵便番号、住所及び電話番号を、愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）第 7 条第 2 号に該当するとして不開示とした。

3 異議申立て

平成 27 年 9 月 8 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 3 年 5 月 7 日

5 答申

令和 3 年 9 月 28 日

6 審査会の結論

知事が、別表の 3 欄に掲げる文書の一部開示決定において、個人の氏名、郵便番号、住所及び電話番号を不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

別表の 3 欄に掲げる文書 1（以下「文書 1」という。同欄に掲げる文書 2 以降も同様とする。）から文書 4 までは、行政文書開示請求に対する決定期間の延長や開示決定等を行うに当たって作成された決裁文書である。

実施機関は、これらの決裁文書のうち行政文書開示決定通知書案、行政文書開示請求書等に記載されている個人の氏名、郵便番号、住所及び電話番号

を条例第7条第2号に該当するとして不開示としている。

(3) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、条例第7条第2号該当性について以下検討する。

イ 当審査会において文書1から文書4までの不開示部分を見分したところ、開示請求者の氏名、郵便番号、住所及び電話番号が記載されていることが認められた。これらは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため、条例第7条第2号本文に該当する。

また、同号ただし書イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

よって、個人の氏名、郵便番号、住所及び電話番号は、条例第7条第2号に該当する。

(4) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 異議申立て年月日	2 一部開示決定	3 行政文書の名称	
平成 27 年 9 月 8 日	平成 27 年 9 月 4 日	文書 1	27 男女第 125 号行政文書開示請求について（伺い）
		文書 2	27 男女第 126 号行政文書開示請求について（伺い）
平成 27 年 9 月 8 日	平成 27 年 9 月 4 日	文書 3	26 男女第 222 号決定期間延長通知に係る決裁
		文書 4	27 男女第 126 号行政文書開示決定通知に係る決裁